

特別支援教育とは何か

● コラム 私の“特別支援教育”

- 1 特別支援教育は、特別な教育ではなく「普通の教育」です
- 2 特別支援教育は、「特殊教育の継承・発展」です
- 3 特別支援教育の考え方の基本は「みんな違って、みんないい」

● 教育専門監 “松井の眼”

一人一人が輝くために

… 要因別ケースごとの手だて〔その2〕

教育専門監（大曲養護学校教諭）松井 克彦

● コラム

私の“特別支援教育”

1 特別支援教育は、特別な教育ではなく「普通の教育」です

今、特殊教育から特別支援教育への転換期にあたり、通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のいわゆる軽度発達障害の子どもたちへの支援がクローズアップされています。

しかし、特別支援教育での「支援」は、何も軽度発達障害の子どもたちだけに対する特別なものではありません。特別支援教育で大切にされることは、子どもたち一人一人の特性に応じた支援をしていくということであり、性格や成績、運動能力などと同じように、得意なことや苦手なこと、好きなことや嫌いなことなどを含めて一人一人がみんな違うという「子どもの見方」からのスタートとなります。

一人一人を大事にした教育は、昔から言われてきたことです。目の前の子どもを見て、その子の特性が何であるか、何が問題なのか、何で困っているのかを把握して、それを伸ばす、または救う支援を考える。それは、「人」や「もの」であったり、「場所」であったりしますが、実はすべての子どもに効果がある特別な指導法があるわけではなく、その子に応じた指導法（学習法）を考えるという極めてシンプルなことではないかと思います。

どのクラスにも「読み書きが苦手な子」、「聴くことが苦手な子」、「いつもぼーっとしている子」、「ブレーキがきかない子」、「パニックを起こす子」、「友達とうまくいかない子」など、ちょっと気になる子どもがいます。そのような子どもたちに対しては、「見通しをもてるようにすること」、「目からの情報が有効なためにできるだけ視覚で分かる教材を使うこと」、「できるだけほめること」などの対応が考えられます。これらの対応は、実はその子のために行う工夫ですが、ほかの子どもたちにも有効な手立てであることが多いといわれています。

学力向上が叫ばれる今、「人」、「もの」、「場所」の構造化を図り、分かる授業をするということや、子どももっている力を伸ばすということは、すべての子どもに通ずることではないでしょうか。つまり、特別支援教育は、すべての子どもに適した教育ということになります。

まずは、分かりやすい授業を考えてみましょう。教師が一方的に話すだけの授業であればどうでしょうか。指示は単純で明快にする、できるだけ視覚化する、1時間の授業内容（活動）への見通しをもたせる、不必要な刺激（情報）はカットするなどは、分かりやすい授業に不可欠なものであると考えます。子どもたちの生活は、学校だけでなく、家庭、地域等さまざまな範囲があります。本来であれば、それらすべてにわたって、一人一人に応じた支援が必要です。しかし、まず学校においては授業を考えることが必要でしょう。なぜなら、教師ができる一番の支援が授業だからです。はっきりいえば授業しかないのです。

学校としては、学級担任一人で抱えるのではなく、チームとして支援することが大事であるといわれています。校長先生をはじめとした全職員が全校体制で支援する。一人が40人を見るのではなく、10人で400人を見ていく。その中で気になる子どもをさりげなく、温かくサポートする。そんな当たり前の学校、当たり前の教育が「特別支援教育」であると思います。

（県教育庁特別支援教育課 鎌田 裕之）

2 特別支援教育は、「特殊教育の継承・発展」です

■ 特殊教育の現状より

これまでの特殊教育では、障害のある幼児児童生徒が自立し社会参加する資質を培うため、一人一人の障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校や小・中学校の特殊学級及び通級による指導においてきめ細かな教育が行われてきました。

近年、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化に伴い、福祉・医療・労働などの関係機関等と密接に連携した適切な対応が求められるようになり、特殊学級に在籍する児童生徒や通級による児童の対象となっている児童生徒についても関係機関と連携した学校全体での適切な対応や、障害のない児童生徒との交流及び共同学習の促進、担当教員の専門性向上などが課題となっています。

さらに、医学や心理学等の進展、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障害の概念や範囲も変化してきました。小・中学校において通常の学級に在籍する、LD・ADHD・高機能自閉症等により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育においてその重要性が高まっています。平成17年4月1日には、「発達障害者支援法」が施行され、発達障害に対する社会的な理解の向上や発達障害のある本人及び家族に対する支援体制の整備も求められるようになりました。

■ 特別支援教育 … 特殊教育の継承・発展として

特別支援教育は、単にこれまでの特殊教育に新たに支援対象を追加したということではなく、すべての児童生徒に係わる学校内と学校間の支援体制を新たに構築しようとするものです。支援を必要としている児童生徒に対し、担当者だけがその役割を担うものではなく、管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが校内外の関係機関と連携を図りながら学校全体で取り組むことで適切な支援につながります。

このことは、従来の特教教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、むしろ、これを継承・発展させていこうとするものです。したがって、これまで特殊教育の枠組みの下で培われてきた教育水準や教員の専門性をさらに維持・向上できるような方向で推進されることになります。

小・中学校等においては、これまで特殊学級等における教育や校内の支援体制を基盤にしなが、LD・ADHD等を含む障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うこととなります。これまでの障害種に応じた教育（特殊学級や通級による指導）において行ってきた指導のノウハウや児童生徒の実体を捉える視点は、様々な課題を抱えている児童生徒にとっても大きく生かされることとなります。

このように、校内にある様々な資源（人・物理的な環境）を有効に活用し、場合によっては、校外の資源（近隣の特殊教育学校、医療、福祉、労働）と連携を図ることによって、一人一人の教育的ニーズに応じたより適切な支援を行うことが可能となります。これまでの特殊教育の取組が、より充実し、発展することで、はじめて特別支援教育への転換につながるものといえます。

（県教育庁特別支援教育課 佐藤 博司）

3 特別支援教育の考え方の基本は「みんな違って、みんないい」

平成17年12月8日、中央教育審議会から『特別支援教育を推進するための制度の在り方について』の答申が公表され、この中で、「特別支援教育」について次のように規定されています。

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行うものである。

このように、特別支援教育は、主役である子ども一人一人に対する適切な支援を行うことです。そして、特別支援教育は、子ども一人一人の教育的ニーズは何であるのかをしっかりと把握し、持っている能力を高めるために適切な支援を行うことです。

つまり、主役である一人一人の子どもの個性や違いを認めたとうえで、一人一人の良さを十分に引き出しながら、必要とする適切な支援をしていくこととなります。

この「一人一人の違いと良さ」についての的確に表現している詩があります。

詩人・金子みすず [1903-1929]の「私と小鳥と鈴と」という代表的な詩です。

私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげても	お空はちっとも飛べないが
飛べる小鳥は私のように	地面を速くは走れない。
私がからだをゆすっても	きれいな音は出ないけど
あの鳴る鈴は私のように	たくさんな唄は知らないよ
鈴と小鳥とそれから私	みんなちがってみんないい。

学校教育法の一部改正により、いよいよ4月から「特別支援教育」が本格実施となります。

子ども一人一人の違いや良さを認め合いながら、一人一人に応じた適切な支援をする。このことこそ、特別支援教育の基本的な理念であり、大切な考え方です。

すべての学校のすべての教員に、「みんな違って、みんないい」という考え方が浸透することを期待するものです。

(県教育庁特別支援教育課 斎藤 孝)

● 教育専門監 “松井の眼”

子どもへの支援のポイント

前回は引き続き、要因別ケースごとに紹介します。

1 算数が苦手な子ども への手立ての例

■ 算数障害が考えられるケース

- 領域別（①数と計算 ②量と測定 ③図形 ④数量関係）についての困難状況を分析し、弱い領域について次のように対応する。
 - ・ 専門機関への相談
 - ・ 個別対応プランによる対応や、通級による指導、T T活用による個別対応

■ 数概念の未熟さがあり、補助手段が必要なケース

- おはじき、タイル等の具体物を使った学習
- 実生活や遊びでの体験を通して、あらゆる感覚器官を動員して概念の理解と定着を図る。

■ 記憶力や視覚認知の課題があり、補助手段が必要なケース

- 機器の活用（電卓、パソコン等）
- タイルや指などの視覚的な手がかりを使う。
- 繰り上がった数を必ず書かせる。
- 数字が見やすく、桁をそろえやすいように、幅の広いノートを使ったり、枠を引くなどの工夫をする。
- 図やグラフを大きくする。
- 色枠して見やすくする。
- 定規やコンパスをその子にとって使いやすい物を用意する。
- 図形の形や意味、グラフの読みとり方、作図方法の手順をマニュアル化する。

■ 読みの理解や論理的思考が苦手な補助手段が必要なケース

- 個の理解レベルを探り問題の内容や提示の仕方を工夫する。
- 内容は、できるだけ子どもの経験した場面や興味のある物を取り上げる。
- 問題中のことばをやさしく言い換える。
- 絵や図の視覚的な手がかりを用意する。

■ 記憶に問題があったり、論理的に考えることが苦手な定理や公式の記憶・理解が困難なケース

- 公式や単位の成り立ち、仕組みを理解させる。
- 実際に重さや長さを計測したり、単位変換する体験を通じて、理解を促す。

2 考えをまとめることが苦手な子どもへの手立ての例

- 継次処理が苦手
 - 話したことをカードに書いていき並べ替えをする。
 - 1問1答でやりとりし、再度まとめる。
- 視機能（視覚認知）や空間認知の弱さがあり、補助手段が必要なケース
 - ●や▲、■などのカードを使って、仲間分けや、カードを合わせて形を作るゲームなどをする

3 気が散りやすい子どもへの手立ての例

- 不注意（ADHD）の場合
 - 学習環境を整理して、気を引くものを取り除く。
 - 集中して取り組めるよう机や周囲の環境を整える。
 - 授業中に不注意が目立つ場合は、ポイントやキーワード等で注意を促す。
 - 熱中できる好きなもの（こと）を教材に活用する。
- 片付けができない
 - 整理がしやすいように持ち物を減らす。
 - 片付ける場所を決め、余裕のあるスペースを確保する。
- 聴覚過敏
 - 授業環境を整える。（音刺激への配慮）
 - 大きな音の重なる活動の時（体育祭の練習等）に、その場を離れる、綿球などで耳から入る音量を調節するなどの配慮をする。
- その他（家庭環境・疾患等）
 - カウンセラーと連携してサポートを進める。
 - 医療機関を紹介する。

4 落ち着かない子どもへの手立ての例

- 行動のコントロールが苦手な子
 - 課題に取り組ませる前に十分身体を動かす。
 - 朝食をとるなど基本的な生活習慣は身に付けさせる。

5 衝動的な言動が目立つ子どもへの手立ての例

■ 集団学習の場面で鍛える

- 課題となる場面でのルールを覚えておき、その都度評価を入れて教えていく。
例：順番を待つ等、ゲームのルールを守る。できた時にほめる。
- 学習規律を明確にし、できた時にほめる。
例：発言する時は挙手をし、先生に当てられてから答える。できたらほめる。

■ 安全上の配慮

- けがや人命に関わることは第一に配慮する。
- 譲れない場面では計画に禁止する。
- 衝動的な言動を少しでも我慢できた時にほめる。

■ 小集団で鍛える

- 数人のグループで、ルールを徹底して遊びや学習を繰り返し行う中で教えていく。
- お互いの姿、自分の姿を振り返らせていく。
- 子ども同士の関わりの中で気付かせていくことは有効である。

6 友達づきあいが苦手な子どもへの手立ての例

■ 社会性の発達の幼さ

- 子どもの対人面の発達がどの段階にあるのか考える。
例：「一人遊び」「二者関係の成立は？」「三人以上の遊びはできるか？」
何人程度なら活動しやすいかを見つける。
- 本人が参加しやすい集団の大きさで、関わる力をつけながら、学年等の集団活動場面では、参加しやすい配慮をする。
- 不適切な関わり方（叩く、暴言等で関わる等）が見られる場合、望ましい関わり方を示して学習させる。（「●●と言って声かけをする」等）
- うまく関われない子ども、友達を求めていることを理解する。
- 子どもによっては離れている方が楽な場合もあるので、強制はせず本人の思いを聞き取る。

7 コミュニケーションに偏りのある子どもへの手立ての例

■ 言語発達の幼さ … 子どもの言語発達レベルに即して対応する。

- 何を言っているのか分かりにくいときは、順々にゆっくり聞いていく。
- 本人の話す内容を5W1Hに整理し直して確認する。
- ことばを文字に置いて確かめる。

- 1問1答から、ことばのキャッチボールを楽しい経験にする。
- 語彙が少ない場合、似たことば、別の言い方で応答して聞かせる。
- ことば遊びの機会を増やす。(ことばあつめ、しりとり、なぞなぞ など)
- その子どもの気持ちが理解できる仲間づくり、クラスづくりをする。

■ 推論領域＝語用論の問題

- いろいろな場面ごとに、「学習」として教える。

8 こだわりが強い子どもへの手立ての例

■ 自己コントロールの弱さ（分かっているけど、こだわってしまう）

- あらかじめ授業中のルールなどを約束しておく。
- 全体指導の場面で支障がなければ取りあわない。
- 大声を出すなど、妨害になる行動が出る時は、その場面から離す。
- こだわり場面が予想される時は、あらかじめその要因を取り除いておく。
- あとで本人の思いをしっかり聞く。

■ 社会性の弱さ

- こどわる気持ちを聞く場面と、聞けない場面を教えていく。
- 待つことを教える。
- 本人のこだわりを良く聞き取り、支障のない方法に転換していく。

■ 人の気持ち、周囲の状況が読めない

- 「相手はこう感じている」、「まわりの人はこう受け止める」ことを学習として教えていく。